

相模原市立 市民・大学交流センター

ユニコムプラザ さがみはら

シェアードオフィス入居募集要領



ユニコムプラザさがみはら

目 次

I ユニコムプラザさがみはら（市民・大学交流センター）	1
1 名称	1
2 愛称	1
3 所在地	1
4 面積	1
5 コンセプト	1
6 3つの機能	1
7 開所日	1
8 利用時間	1
9 管理運営（指定管理者）	1
※ 施設概要とゾーニング	2
シェアードオフィスにご入居いただくと	3
II シェアードオフィス入居募集要領	4
1 シェアードオフィスの概要	4
2 入居期間	4
3 募集数	4
4 第1次募集期間	5
5 応募資格	5
6 応募方法	5
7 提出書類	6
8 入居者の決定	6
9 利用料金の支払い	6
10 利用条件	6
11 利用承認の取消し等条例に定められている事項（抜粋）	7
12 スケジュール	7
13 利用開始	7
III お問い合わせ	7

I ユニコムプラザさがみはら（市民・大学交流センター）

ユニコムプラザさがみはらは、地域活動や市民活動を行う市民と高度な専門性を有し、豊富な人材を抱える大学が連携して、福祉、健康、環境等、様々な分野に関する地域の課題解決や活性化を図り、快適で魅力あるまちづくりを推進する“大学センター型と市民センター型”を融合した新しい施設です。

本施設の交通利便性が高く、にぎわいや交流の拠点として多くの可能性を持った立地特性を活かしながら、新たな地域活動や市民活動の創造を目的として、交流・発信機能、学習・研究機能、リエゾン（橋渡し）機能を発揮する施設運営を目指していきます。

1 名称 相模原市立市民・大学交流センター

2 愛称 ユニコムプラザさがみはら

3 所在地

相模原市南区相模大野3丁目3番2-301号

相模大野西側地区市街地再開発ビル（bono相模大野）南棟3階

4 面積

2,965.82㎡

5 コンセプト 大学との連携による新たな地域活動、市民活動の創造

6 3つの機能

(1) 交流・発信機能

市民と大学が交流する場を提供するとともに、広く大学の研究、教育活動や地域連携の取り組み等を発信する機能。

(2) 学習・研究機能

市民が地域課題の解決や地域の活性化につながる専門的な知識・技術を学習するとともに、市民と大学が共同して研究する機会を提供する機能。

(3) リエゾン（橋渡し）機能

市民と大学が連携を深め、課題を共有し、大学の専門性と人材を活用して地域課題の解決や地域の活性化に取り組むための橋渡し機能。

7 開所日 平成25年3月15日（金）

8 利用時間

9時から22時まで

休所日 12月29日～1月3日及び施設点検等で休所とする日

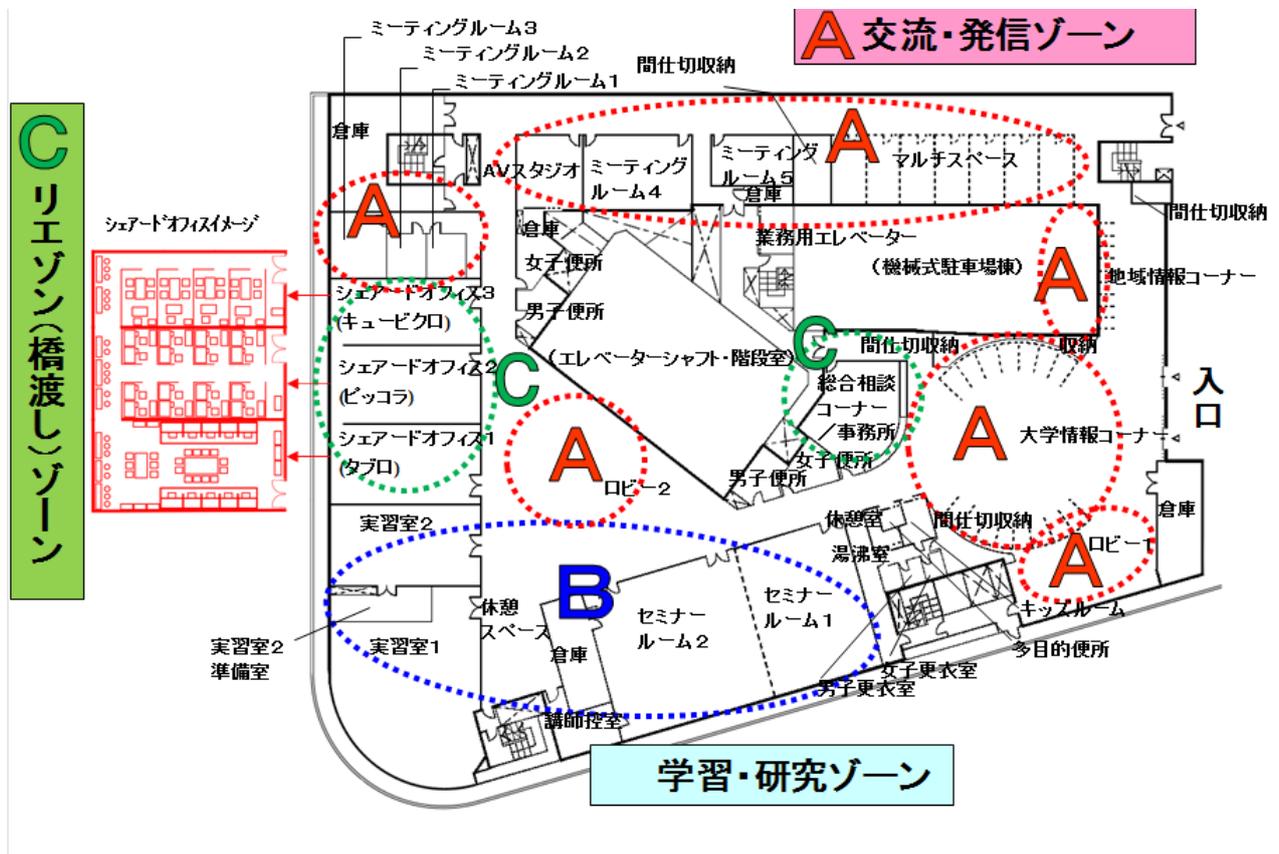
9 管理運営（指定管理者）

公益社団法人 相模原・町田大学地域コンソーシアム

※この施設は、相模原市立市民・大学交流センター条例及び規則に基づいて運営します。

※ 施設概要とゾーニング

- A 交流・発信ゾーン
 大学情報コーナー、地域情報コーナー、ロビー1・2、
 AVスタジオ、ミーティングルーム1・2・3・4・5、
 マルチスペース（イベント・展示や最大7室のミーティングルームとして利用可能）
- B 学習・研究ゾーン
 セミナールーム1・2、講師控室、実習室1・2
- C リエゾン（橋渡し）ゾーン
 総合相談コーナー、シェアードオフィス1・2・3（共用貸事務所）



シェアードオフィスにご入居いただくと…

シェアードオフィスは、大学の専門性などを活かして、皆様の地域の課題解決や活性化のための新たな活動拠点となる事務スペースです。
大学との連携や様々な交流を通じて、新たな活動の展開にお役立てください。

－ 7つのメリット －

1 快適なオフィス空間

ゆとりのデスク、ゆったりとしたデスクチェア、共用の談話コーナーなど、快適なオフィス空間を提供します。

2 安心なオフィス環境

シェアードオフィスのセキュリティを確保するため、専用カードによる入退室管理など、安心なオフィス環境を提供します。

3 無料のアドバイス・コンサルティング

費用は入居費用（利用料金）のみで、専門の相談員による大学や地域との連携に関するアドバイス・コンサルティングが無料で受けられます。

4 さまざまな交流機会の提供

シェアードオフィス内に設置されている共有談話コーナーや定期的に行われる交流会など、さまざまな交流機会を提供します。

5 PR

ユニコムプラザさがみはらの館内の掲示や情報紙、ホームページなどを活用して、広く市民の皆さんに、PRします。

6 利用料金の5割減免

ユニコムプラザ内のセミナールームなど、大学等との連携により地域の課題解決又は活性化を図るための事業実施のために利用する場合、利用料金の5割減免が受けられます。

7 事務所の登記もできます

NPO法人の法人所在地として、団体事務所の登記が可能です。

Ⅱ シェアードオフィス入居募集要領

1 シェアードオフィスの概要

タイプ	ブース面積 (㎡)	ブース数	利用料金(月額)
シェアードオフィス1 (愛称：タブロ)	1.95	10	4,000円
<p>【タイプの説明】 一つのテーブルを最大3人で共有することを前提としています。そのため10のブースを最大30人で共有します。 ブースが全て埋まっている時には、ブースとは別にオフィス内に用意されたコミュニケーションテーブルや共有談話コーナーなどをお使いください。 利用料金は一人当たりの金額です。3人以内の団体のお申込みは、代表者ですが、利用料金は、人数分の利用料金が必要です。</p>			
<p>【無料設備】 電気コンセント、電話回線モジュラジャック、インターネットモジュラジャック、机10、コミュニケーションテーブル、ワーキングテーブル、共有談話コーナー</p> <p>【有料】 電話加入権、通話料、インターネットプロバイダー料など入居者負担になります</p>			
タイプ	個室面積 (㎡)	個室数	利用料金(月額)
シェアードオフィス2 (愛称：ピッコラ)	6.25	8	15,100円
<p>【タイプの説明】 オフィス内に、パーティション（高さ1.5メートル程度）で仕切られた8つのオープン事務スペースを用意しました。</p>			
<p>【無料設備】 電気コンセント、電話回線モジュラジャック、インターネットモジュラジャック 机2、イス2、書庫（鍵付き）2、コートハンガー1、共有談話コーナー</p> <p>【有料】 電話加入権、通話料、インターネットプロバイダー料など入居者負担になります</p>			

2 入居期間

入居期間は、1年単位とし、更新可能回数は、2回までで最大3年間を限度とします。
初年度の入居期間は、平成25年3月15日～平成26年3月31日までとします。
※4年目以降の入居を希望する場合は、再度入居申請を行っていただきます。

3 募集数

タイプ	募集数	備考
シェアードオフィス1（タブロ）	30人	共通の目的を持った3人以内のグループも応募可能です。
シェアードオフィス2（ピッコラ）	8団体	

4 応募資格

応募できる個人・団体は、次の事項を満たす個人・団体とします。

(1) シェアードオフィス1 (タブロ)

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校のうち専門課程を置くもの(以下「大学等」という)と連携し、地域の課題の解決又は地域の活性化を目的とする活動を行おうとする個人又は3人以内の団体

(2) シェアードオフィス2 (ピッコラ)

大学等又は大学等と連携し、地域の課題の解決若しくは地域の活性化を目的とする活動を行おうとする団体(以下「地域活動団体」という)

※ただし、次のいずれかに該当する個人・団体は、応募できる個人・団体から除きます。

(1) 営利を主たる目的とする法人その他の団体

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする法人その他の団体

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする法人その他の団体

(4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする法人その他の団体

5 応募方法

利用承認申請書に事業計画書等を添えて、持参してください。

受付時間	午前9時～午後10時 ※休所日を除く
提出先	ユニコムプラザさがみはら
その他	書類提出時に内容等についてお尋ねすることがあります

6 提出書類

個人・団体の別	提出書類	説明	部数
シェアード オフィス1	利用承認申請書	様式集の「利用承認申請書」に 所定の事項を記入してください	1
	事業計画書	事業計画書(シェアードオフィ ス1用の様式)は、利用の計画を 記入してください	5
	住民票	直近のもの	1
シェアード オフィス2	利用承認申請書	様式集の「利用承認申請書」に 所定の事項を記入してください	1
	事業計画書	事業計画書(シェアードオフィ ス2用の様式)は、利用の計画を 記入してください	5
	収支決算書	団体の前年度の財務状況が分か るもの	5
	規約・会則等	団体の概要が分かるもの	5
	役員名簿・構成員名簿	写し	5
	登記簿等	法人の登記簿謄本又は代表者の 住民票の写し	1

※上記の提出書類作成にかかる費用は、申請者の負担となります。

7 入居者の決定

提出された書類は、審査基準により、審査委員会が随時審査します。

(

8 利用料金の支払い

(1) 利用料金は、指定管理者が発行する納入通知書により、原則として、当月分を前月の末日までに納めていただきます。(1月未満の端数があるときは、利用料金は日割りにより計算します。)

9 利用条件

- (1) 週1回程度の定期的な面接をお受けください。また、月1回程度の交流会に参加してください。
- (2) 入居者のセキュリティ確保のために、カードによる入退室を行います。カードを有しない来客等との面会は、ロビー等でお願ひします。
- (3) 入居者は、原則として週2日以上のご利用をお願いします。
- (4) 引き続き1月の利用がない場合は、退居していただきます。
- (5) 電気を使用する設備で持ち込めるものは、電話、ファクシミリ、パソコン程度のものとし、大量に電力を消費する設備は使用できません。

10 利用承認の取消し等条例に定められている事項(抜粋)

(1) 利用承認の取消し

利用の承認の条件に違反したときや利用の申請に虚偽又は不正があったときなど、利用

承認を取り消します。

(2) 権利譲渡等の禁止

利用の権利を譲渡し、又は転貸してはいけません。

(3) 販売行為等の禁止

物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為などをしてはいけません。

(4) 原状回復の義務

利用者は、利用を終了したとき、又は利用の制限を受け、若しくは利用を中止されたときは、直ちに原状に復旧してください。

Ⅲ お問い合わせ

ユニコムプラザさがみはら

住 所 〒252-5277

相模原市南区相模大野3丁目3番2号 bono相模大野サウスモール3階

電 話 042-701-4370

FAX 042-701-4371